

令和6年（2024年）8月8日

各地域団体の長 様

北海道保健福祉部

感染症対策局感染症対策課医療体制担当課長

福祉局地域福祉課法人運営担当課長

福祉局障がい者保健福祉課長

福祉局高齢者保健福祉課介護運営担当課長

子ども政策局子ども家庭支援課長

今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について
本道の保健医療福祉行政、とりわけ、感染症対策の推進に日頃から多大なるご理解、ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、今般、全国の定点医療機関から報告される新規患者数の増加傾向を踏まえ、夏の感染拡大に備えた医療提供体制の整備のため、別添のとおり厚生労働省から通知がなされたところです。

このため、この夏に感染が拡大した場合でも、医療の逼迫を招くことなく、医療の必要な方が安心して医療を受けられるよう、この夏の取組等について、道内における対応について次のとおり整理しましたので、お知らせします。

記

1 新型コロナの医療提供体制に関する基本的な考え方

- 新型コロナについては、昨年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、新型コロナの医療提供体制については、本年3月末までを移行期間として、入院措置を原則とした行政の関与を前提とする限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行してきたところです。
- 令和6年第30週（7/22～28）の時点では、道内の感染状況は定点あたり5.95となっており、全国平均14.58を下回っている状況であるものの、今後起こりうる感染拡大にも対応できるよう、国の通知の趣旨も踏まえ、外来・入院医療体制の確認等に取り組みます。

2 外来医療体制

（1）基本的考え方

- 今後起こりうる感染拡大に備え、広く一般的な医療機関において、新型コロナの診療に対応できるよう、道のホームページにおいて、診療報酬における外来感染対策向上加算等の施設基準を満たしている医療機関のリストを公表しています。なお、感染の拡大により診療が困難な場合には、診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨するよう、周知を行います。
- 薬局においては、引き続き、地域において経口抗ウイルス薬等の必要な医薬品が適切に提供される体制の確認が重要です。なお、道のホームページでは、経口抗ウイルス薬提供薬局のリストを公表

しています。

（２）受診相談体制の強化・注意喚起等

- 北海道のホームページに公表している電話等による相談体制（国の新型コロナウイルス感染症電話相談窓口等）について、改めて周知を行います。

※ 北海道ウェブサイト「北海道の新型コロナウイルス感染症に関する健康相談について」参照

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/tiikisienn1.html>

- 更なる感染拡大が想定される場合、抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬を用意すること等を住民に呼びかけるとともに、有症状者のうち重症化リスクの低い方に対し、抗原定性検査キットによる自己検査及び自宅療養するよう、必要に応じて周知を行います。
- 特に感染拡大局面においては、医療機関等が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めるため受診すること（とりわけ救急外来を利用すること）は、外来ひっ迫の一因となることから、これらを目的とした受診は控えていただくよう、必要に応じて周知を行います。

３ 入院医療体制

（１）基本的考え方

- 今後起こりうる感染拡大に備え、各地域において、機能に応じて各医療機関であらためて新型コロナ患者の受入体制の確認を行うよう、周知を行います。

（２）地域における医療機関間の役割分担の確認・明確化

- これまでの新型コロナの対応を通じて構築された医療機関間での連携体制、ノウハウについては、感染拡大局面においても重要であり、救急搬送増加への対応にも資することから、地域での実情等を踏まえつつ、医療関係者、消防関係者等との間で医療機関間の役割分担を改めて確認すること、また、緊急性の乏しい転院搬送については、医療機関が所有するいわゆる病院救急車、消防機関が認定する患者等搬送事業者等の活用について、周知を行います。

（３）院内感染対策の徹底

- 「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第 10.1 版」の活用について、各医療機関に周知を行います。

※「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第 10.1 版」（P.59～64）参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/001248424.pdf>

４ 地域住民等に対する基本的な感染対策の再周知

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防には、換気、手洗い・手指消毒などの基本的な感染対策が有効です。特に、高齢者や基礎疾患のある方が感染すれば重症化リスクも高まるため、通院や高齢者施設を訪問する時などは、感染予防としてマスクの着用が効果的です。帰省等で高齢の方と会う場合や大人数で集まる場合は、感染予防を心掛け体調を整えるようにすることがポイントとなります。

こうした夏の感染対策のポイントについては、北海道が作成する周知資料をホームページ（※１）に掲載するほか、厚生労働省のホームページ（※２）や SNS などのツールを活用しながら、周知を行います。

※１ 北海道ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症について」参照

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/covid-19.html>

※2 厚生労働省ウェブサイト「夏の感染対策のポイント」参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

5 高齢者施設等における対応

- 高齢者施設等においては、今後起こりうる感染拡大に備え、これまでに構築した医療機関との連携体制について、引き続き確保されるよう周知を行います。
- また、「高齢者施設等感染対策向上加算」を取得するなど、平時における感染対策及び医療機関との連携体制の確保の更なる推進について周知を行います。
- 感染対策について、「高齢者施設等における感染対策等について（令和5年4月18日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）」で確認されるよう周知を行います。

※「高齢者施設等における感染対策等について」（令和5年4月18日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001089956.pdf>

6 障害者施設等における対応

- 障害者施設等においては、今後起こりうる感染拡大に備え、これまでに構築した医療機関との連携体制について、引き続き確保されるよう周知を行います。
- また、「障害者支援施設等感染対策向上加算」を取得するなど、平時における感染対策及び医療機関との連携体制の確保の更なる推進について周知を行います。
- 感染対策について、厚生労働省のホームページで公表している「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」で確認されるよう障害者施設等に周知を行います。

※厚生労働省ウェブサイト「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

7 検査

- 道においては、検査機関等と連携を密にしながら、ゲノムサーベイランスを引き続き実施します。

○ 添付資料

令和6年7月24日付け厚労省医政局地域医療計画課他連名事務連絡

「今夏の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」

感染症対策課保健所支援係	011-206-0193
医療体制係	011-206-0146
地域福祉課法人運営係	011-204-5268
障がい者保健福祉課事業指導係	011-204-5075
高齢者保健福祉課事業運営係	011-204-5935
子ども家庭支援課障がい児支援係	011-206-8269